

尾張旭市監査公表第16号

令和8年2月3日付け尾張旭市監査公表第4号をもって公表した定例監査結果報告について、令和8年3月24日付け7土第754号で市長から措置を講じた旨の通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により次のとおり公表します。

令和8年3月30日

尾張旭市監査委員 山田 義浩

尾張旭市監査委員 市原 誠二

都市整備部土木管理課

監査の指摘事項	措置状況
<p>尾張旭市会計規則（昭和58年尾張旭市規則第11号。以下「会計規則」という。）第4条第2項の規定により、調定の決議には、調定の根拠、計算の基礎を明らかにした帳票類を添付しなければならない。しかしながら、書類・図書等複写料については、その根拠等を明らかにした帳票類を添付しないまま調定を決議していた。</p> <p>収入の事務手続を適切に実施されたい。</p>	<p>複写物の引渡し時に書類・図書等複写料に関する領収書の写しを取り、当該領収書を調定を決議する際の根拠資料として添付するよう手順を改めた。</p>
<p>地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第171条の規定により、普通地方公共団体の長は、債権（地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の3第1項に規定する歳入に係る債権を除く。）について、履行期限までに履行しない者があるときは、期限を指定してこれを督促しなければならないが、会計規則第20条の規定により、督促は、督促状兼領収書（会計規則第3号様式）を発することによるものとなっている。</p> <p>同課は、市有財産賃貸借契約を締結した者に対し、令和7年4月2日付けで、令和7年度貸付料の納入を通知（納期限は同年5月16日）した。同者は、納期限を過ぎても納入しなかったが、同課は、口頭で納入の催促をするのみで、督促状兼領収書を発していなかった。</p>	<p>会計規則第20条の規定に基づき、令和7年12月17日付けで文書による督促を行い、令和8年1月5日に貸付料の支払を受けた。</p> <p>その後、市有財産賃貸借契約書第7条第1項に基づき、令和8年1月16日付けで延滞金の請求を行い、令和8年3月13日に延滞金の支払を確認した。</p> <p>今後は、貸付料の納入状況を定期的に確認し、履行期限までに履行しない者があるときは、会計規則にのっとり適切な債権管理事務を進めることとし、再発防止に努める。</p>

<p>なお、同貸付料は監査実施時点においても未納であった。 債権管理事務を適切に実施されたい。</p>	
<p>道路法（昭和27年法律第180号）第73条第1項及び尾張旭市道路占用料条例（昭和51年尾張旭市条例第14号）第5条第1項の規定により、道路占用料を納付しない者がある場合において、道路管理者は、納付期限より1月以内に督促納期限を定め督促状により督促しなければならない。</p> <p>しかしながら、同課は、同条例第2条の規定により算定した令和6年度の道路占用料27,300円（令和6年5月7日付けで納入を通知。納期限は同年6月7日。）を納付しない者に対し、令和7年4月14日付けで督促していた。</p> <p>また、同法第73条第2項並びに同条例第5条第2項及び第3項の規定により、督促した場合においては、延滞金（占用料の額が1,000円以上である場合に、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ占用料の額に年10.75パーセントの割合を乗じて得た額）及び手数料（督促状1通につき通常葉書の料金の額に相当する額）を徴収するものとされている（延滞金額が100円未満のときは、これを徴収しない。）。</p> <p>しかしながら、同課は、前述の者が令和7年5月20日に当該道路占用料を納付したことにより徴収すべき延滞金2,790円及び手数料85円を徴収していなかった。</p> <p>債権管理事務を適切に実施されたい。</p>	<p>令和7年12月24日付けで延滞金及び手数料徴収の通知を行い、令和8年1月8日に支払を確認した。</p> <p>今後は、道路占用料の納入状況を定期的に確認し、履行期限までに履行しない者があるときは、道路法及び道路占用料条例にのっとり、適切な債権管理事務を進めることとし、再発防止に努める。</p>
<p>尾張旭市契約規則（昭和53年尾張旭市規則第19号。以下「契約規則」という。）第32条によれば、随意契約を締結する場合において、契約金額が少額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき（同条第6号）は、契約保証金の全部又は一部を</p>	<p>指摘事項について、課内で共有を図るとともに、契約保証金を免除する場合、契約規則の適用すべき規定を確認することを徹底する。</p> <p>今後は、尾張旭市契約規則にのっとり適切に契約事務を進めることとし、再発防止に努める。</p>

<p>免除することができる。</p> <p>契約制度を所管する総務部総務課によれば、同号の「契約金額が少額」とは、契約規則別表で定めのある、契約の種類に応じた額の範囲内のことである。</p> <p>土木管理課は、土地売買契約（市から買請人への売渡、契約金額1,115,444円）において、契約規則別表では、財産の売払いは50万円とされているにもかかわらず、同号に該当するものとして、契約保証金を免除していた。</p> <p>契約事務を適切に実施されたい。</p>	
<p>本市の入札及び随意契約の公表に関する取扱要綱（平成11年尾張旭市要綱等。以下「公表取扱要綱」という。）によれば、制限付き一般競争入札又は指名競争入札による建設工事の契約について、契約締結後に工事契約結果調書を公表する（以下この公表を「工事契約の公表」という。）ものとされている。</p> <p>しかしながら、同課は、幹線道路補修工事（制限付き一般競争入札）の契約後に、工事契約の公表をしていなかった。</p> <p>公表取扱要綱に沿った事務処理を漏れなく実施されたい。</p>	<p>指摘後、直ちに工事契約の公表を行った。</p> <p>今後は、工事契約事務と並行し公表の事務を進めることとし、再発防止に努める。</p>